

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：勝山市長、勝山市教育委員会、勝山市議会議長、勝山市選挙管理委員会、勝山市代表監査委員、勝山市公平委員会、勝山市農業委員会、勝山市消防長

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.5%
全職員	66.3%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	94.9%
本庁係長相当職	93.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.1%
31～35年	88.8%
26～30年	87.4%
21～25年	89.4%
16～20年	96.3%
11～15年	87.6%
6～10年	87.1%
1～5年	101.3%

【説明欄】

- ・全職員の４８％が相対的に給与水準の低い会計年度任用職員であり、その内７２％が女性であるため、全職員の男女の給与の差異が大きい。
- ・本庁部局長・次長相当職の男女の給与の差異が０％となっているのは、本庁部局長・次長相当職の女性職員がいないためである。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主である男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は９１％、住居手当の受給者に占める男性の割合は６３％である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。